



2025年8月6日

各 位

会 社 名 株式会社 不 動 テ ト ラ
代表者名 代表取締役社長 奥田 眞也
(コード番号1813 東証プライム)
問合せ先 管理本部 総務部長 柏木 淳一
(TEL 03-5644-8506)

特別委員会設置に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、特別委員会の設置を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 特別委員会設置の経緯

当社は、従業員による架空発注等の事案(以下「本事案」といいます。)に関し、2025年3月31日付「社内調査委員会の調査報告書受領及び再発防止策等に関するお知らせ」で公表したとおり、社内調査委員会から調査報告書(以下「本件調査報告書」といいます。)を受領しました。

その後、2025年5月9日付をもって再発防止詳細実行計画を当社ホームページに掲載し、再発防止策の実行、徹底に積極的に取り組んでまいりました。

そのような状況の下、本事案に関して当社の株主から本件調査報告書が原因究明及び再発防止の両面で不十分とのご指摘やSR活動を通じて機関投資家から様々なご意見を頂戴しており、真摯に受け止めております。本事案に対する当社の取組みの姿勢に、いささかでも疑念を生じさせるようなことがあってはならないとの観点から、再発防止策の実効性をより高めるため、「架空発注等の再発防止に関する特別委員会」(以下「特別委員会」といいます。)を設置することを決議いたしました。

2. 特別委員会の目的

再発防止策の実効性をより高めるため、本件調査報告書を前提に、以下のとおり、本事案に関する原因究明を行い、追加的な再発防止策の提言を受けることを目的とします。

- (1) 必要な事項についての原因究明
- (2) 原因究明の結果を踏まえた追加的な再発防止策の提言
- (3) 上記の結果を記載した報告書の作成

3. 特別委員会の構成

特別委員会は、当社および特定の主要株主と利害関係を有しない外部の専門家によって構成されます。

特別委員会の各委員は以下のとおりです。

- 委員長 池永 朝昭(いけなが ともあき)
(弁護士・公認不正検査士、プロアクト法律事務所)
- 委員 中西 和幸(なかにし かずゆき)
(弁護士・公認不正検査士、田辺総合法律事務所)
- 委員 大野 徹也(おおの てつや)
(弁護士・公認不正検査士、霽月法律事務所)

4. 今後の予定

当社は、特別委員会による追加的な再発防止策の提言に向けた原因究明に全面的に協力してまいります。

特別委員会の活動は、現時点において2025年10月下旬を目途に終了する見込みですが、進捗に応じて、期間が変更される可能性があります。

特別委員会による追加的な再発防止の提言につきましては、本活動が完了し、特別委員会から報告書を受領次第、速やかにお知らせいたします。

特別委員会の活動結果に基づく当社グループの連結業績に与える影響につきましては、今後、開示すべき事項が生じた場合に速やかにお知らせいたします。

当社といたしましては、特別委員会を設置し、再発防止策の実効性をさらに高めることが、当社の株主共同の利益と企業価値の向上に資すると考えており、株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上